

平成 30 年 3 月 27 日

第 3 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 3 号

平成 30 年 第 3 回 定例会

日時：平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	久 住 智 治
教育推進部参事・ 総務課長事務取扱	山 崎 克 己
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教 育 指 導 課 長	植 村 洋 司
児 童 青 少 年 課 長	矢 島 孝 幸
教 育 セ ン タ ー 所 長	安 藤 彰 啓
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成30年  
第3回教育委員会定例会

平成30年3月27日（火）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第1号（平成30年第1回定例会）

議事録第2号（平成30年第2回定例会）

第2 議案の審議

第10号議案 「童謡コーラス 夏の合唱会 2018」の後援名義使用承認について

第11号議案 「日本ダンス医科学研究会第10回学術大会」の後援名義使用承認について

第12号議案 文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等  
に関する規程の一部を改正する訓令

第13号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第14条議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規  
則

第15号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

第16号議案 文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

(1) 平成30年2月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 平成29年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第2号)

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)

(4) 文京区小中連携教育検討委員会の検討結果について (資料第3号)

(5) 学校選択制度の実施に伴う平成30年度了知書の回答状況について (資料第4号)

第4 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席をいただいております。理事者も全員出席しております。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

議事録第1号（平成30年第1回定例会）

議事録第2号（平成30年第2回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第1号、第2号はお手元にあろうかと思えます。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

## 第2 議案の審議

第10号議案 「童謡コーラス 夏の合唱会 2018」の後援名義使用承認について

○南教育長 続きまして、議案の審議です。本日は7件ございます。

第10号議案「童謡コーラス 夏の合唱会 2018」の後援名義使用承認について」です。説明をお願いたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました、第10号議案、「童謡コーラス 夏の合唱会 2018」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人童謡コーラス支援事務局、代表者は河村美保でございます。

事業名は、「童謡コーラス 夏の合唱会 2018」。

実施日は、平成 30 年 7 月 6 日。

実施場所は、文京シビックホール大ホールを予定してございます。

本事業は、音楽を通じ、文京区を中心とする地域の健全交流、社会教育の推進を目的に、客席を交えた参加型の童謡や唱歌の合唱等を実施するものでございます。

対象者は、都内の童謡コーラス会員及び一般。

入場料は無料。会員の参加費は 3000 円でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3 ページに実施計画、4～14 ページに定款、15 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 参加者予定人数が 1300 人となっていて、収入の部の出演者参加費 3000 円掛ける 1300 円の見込み、390 万となっていますが、一般の入場料は無料となっているとすると、1300 人というのは会員全員の入場予定者ということになるのでしょうか。

○教育総務課長 この事業運営に当たりましては、出演する方々の参加費でこの事業を賄うシステムになっております。一般の方々につきましては、無料で入場いただける制度と聞いております。

○坪井委員 シビックの収容人数は。

○教育総務課長 大ホールにつきましては約 2000 人です。1 階部分だけだと 1200 人です。2 階まで使いますと、参加者と一般入場者合わせた 1500 人でも収容できる人数でございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 11 号議案 「日本ダンス医科学研究会第 10 回学術大会」の後援名義使用承認について

○南教育長 続きまして、第 11 号議案「日本ダンス医科学研究会第 10 回学術大会」の後援名義使用承認について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 11 号議案、「日本ダンス医科学研究会第 10 回学

術大会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、日本ダンス医科学研究会、代表者は水村真由美でございます。

事業名は、日本ダンス医科学研究会第 10 回学術大会。

実施日は、平成 31 年 3 月 23 日及び 24 日。

実施場所は、文京シビックホール小ホール、多目的室及び練習室 1 を予定してございます。

本事業は、教育におけるダンスの実践が安全かつ効果的であるための医科学研究を紹介するとともに、その活動を活性化することを目的に、有識者による講演及び実技ワークショップを実施するものでございます。

対象者は、研究者、教員、医療従事者など。

参加費は、一般が 5000 円、学生が 3000 円でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3 ページに大会概要及び役員名簿、4、5 ページに会則、6、7 ページに実績一覧がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 広告協賛費が 5 社で 20 万ということですが、それはパンフレットとかに企業の広告を載せるということではよろしいのでしょうか。

○教育総務課長 そのような形と聞いております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、説明理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 12 号議案 文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令

○南教育長 続きまして議案第 12 号「文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令」についてです。説明をお願いいたします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました第12号議案、文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、管理監督職を適正に確保し、高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を図るため、職務・職責及び能力・業績を適切に反映したメリ張りある人事制度の一層の推進を目的に実施する行政系人事制度の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

職務分類と各職務の位置づけを再編することに伴いまして、総括係長を課長補佐に、また、主任主事を主任に改めるなど、職務の名称等を改正いたします。

なお、この訓令は、平成30年4月1日から実施するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**南教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○**坪井委員** 総括係長というふうになった経緯。かつては課長補佐だったのが総括係長になって、また課長補佐に戻るとか、そういうことなのでしょうか。

○**教育総務課長** 従来から総括係長という名称を区の場合は使っていたのですが、今般は、総括係長の位置づけ、そして課長の補佐という役割を重要視して、課長補佐という名称を正式に使うように改めるものでございます。

○**坪井委員** 4条の2項で「前項の総括係長の名称については、課長補佐と称することができる」ということで、従来も、総括係長を課長補佐として実際は呼んでいたのですか。

○**教育総務課長** 従来から「称することができる」ということで取り扱っていましたが、区の場合、課長補佐と呼ぶよりは総括係長という形のほうが多かったですね。東京都ですと、課長補佐と呼ぶことが多いのですが、今回の改正で改めて課長補佐と位置づけるという形になったものでございます。

○**南教育長** そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**南教育長** それでは、そのように決定させていただきます。

### 第13号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第13号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第13号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年10月の特別区人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の改正に伴い、改正を行うものでございます。

具体的には、平成29年第7回教育委員会臨時会において議決いただきました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に基づき実施された勤勉手当支給月数の引き上げ分の2分の1を平成30年4月より引き下げるというものでございます。

これは、前回の規則改正において、特別区人事委員会勧告により12月の勤勉手当で支給月数を引き上げましたが、平成30年度以降は、引き上げた支給月数を6月及び12月の勤勉手当で均等にするため規定を整備するものでございます。

よって、年間支給月数は、平成29年度と平成30年度において変わりはありません。

改正内容については、新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項各号において、職員の区分に応じてそれぞれ記載のと通りの勤勉手当の支給月数といたします。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特段ございませんでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第14号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第14号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の



一部を改正する規則」についてです。説明をお願いいたします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました議案第 14 号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 29 年 10 月の特別区人事委員会勧告に基づく初任給調整号数の廃止に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 4 条の 2 において、新たに職員となった日以後の最初の昇給日に通常の昇給に加え、2 号給を加算するものとしておりますが、この規定を削除するものでございます。

これに伴い、その他の規定についても、必要な修正を加えるものでございます。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**南教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○**坪井委員** 結局初任給を下げるといえることですか。号数を加えないということはどういうことなのか。

○**教育指導課長** 資料の一番後ろの別紙をご覧ください。現行は調整号数というものがあります。それを廃止するという意味でございます。

○**坪井委員** そうすると、調整号数がない分初任給が下がるのですか。

○**教育指導課長** 下がるということは下がるわけですが、その背景として、初任給の調整号数というのが、今、国や都、政令指定都市では既に廃止をしている。民間との均衡という観点から、若年層の初任給を調整という形で底上げをしてきたわけですが、今はそのバランスがとれているということで、その必要がないということが背景と伺ってございます。

○**清水委員** これは幼稚園教育職員に関する規則の一部改正ということですが、小学校とか中学校の教員に関しては同じような改正は今後どうなるのでしょうか。

○**教育指導課長** 小・中の教員については、県費職員ということで東京都になりますので、既にこれはございません。

○**坪井委員** お給料と直接関係あるかないかわからないのですが、保育士不足が言われていて、民間で保育士の給与を上げないと集まらないということがありますが、幼稚園教諭に関しては、給与の面、待遇の面で集まらないということは起きてないのですか。十分な人材が確保できているかという意味で。

○教育指導課長 幼稚園の教諭の選考倍率につきましては、約 10 倍ということですからかなり高いです。そういった人材確保という意味では、狭き門。小・中のほうではかなり倍率が低いのに比べますと、幼稚園教諭については倍率が高く、人材確保の面では現在安定的に選考申し込みがあるという状況でございます。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 15 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

○南教育長 続きまして、第 15 号議案「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第 15 号、幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 30 年 4 月 1 日に行政系人事・給与制度の改正が実施され、行政職の給料表が新しくなることに伴い、幼稚園教育職員の旅費支給規程につきまして、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表の最終ページをご覧ください。

別表第一において、行政職給料表の級構成が新しくなることに伴い、幼稚園教育職員給料表の区分を対応させるものです。

その他につきましては、文字の整理や勤怠に関する情報処理システムの導入の規定整備を行うものでございます。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特段ございませんでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第16号議案 文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、議案第16号「文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第16号、文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会に関する規定が改正されたことに伴い、文京区学校運営協議会規則の一部改正を行うものでございます。

まず、法改正の主な内容として、1点目は、学校運営協議会の設置が努力義務化されたこと、2点目は、「学校運営に資する活動を行う者」を委員に加えることです。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。

第2条は、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、「指定することができる」を「置くものとする」と改めるものでございます。

また、改正前規則第3条で定めていました「学校運営協議会の指定の期間は4年とする」などの規定は削除いたします。

続きまして、改正後規則第3条は、委員に「学校の運営に資する活動を行う者」を加えるものでございます。

その他の事項につきましても、新たな制度施行に当たり、必要な修正を加えるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 この改正が行われると、具体的に文京区の小・中学校の運営協議会の設置に関してどのような変化が生じてくるのでしょうか。

○教育指導課長 実際は、特に変わりはありません。ただ、文言上、「指定することができる」ところから、努力義務ということで「置くものとする」という表現とすることで、いわゆるコミュニティ・スクールの設置について意識をより一層高めていくということになります。

○坪井委員 現実には、これができてそれぞれの学校がコミュニティ・スクールを目指していく形になっていくことになるんですか。

○教育指導課長 現在、次年度に小学校1校がふえて、小学校が4校、中学校が2校ということで、パーセントでいうと文京区の場合は設置率が20%、全国的には10%でございますので、文京区では設置の割合は高くなってございます。ただ、努力義務ということで、今後コミュニティ・スクールにつきましては、学校の実態によりますけれども、少しずつそういった意識を高めていく方向と理解してございます。

○清水委員 言葉の問題ですが、努力義務というのは義務ではないような気がしますが、努力義務と義務化とは違うのですか。努力義務というのは必ずしも義務化じゃないというイメージを私は持っているのですが。

○教育指導課長 「置かなければならない」という意味ではなく、「置くものとする」ということで、できる規定から、やや意識を高めて、置いていく方向にというように捉えてございます。

○坪井委員 この方向性としては、「置くことができる」、「置くものとする」、そして「置かなければならない」になっていくのですか。

○教育指導課長 現時点ではそこまでの方向については伺ってございませんが、コミュニティ・スクールについて、学校の自律的な教育活動を進めていくということで、より意識を高めていくというのが現時点だと理解してございます。今後、国や都の動向などを踏まえながら検討していくのが現時点かなと考えてございます。

○教育推進部長 ご指摘のとおり、国の方向性として、学校を組織として地域が支えていくという方向性は持っていますが、本区においては、コミュニティ・スクールとしてその活動をより強めていきたい学校がある一方、PTAにその役割を担っていただいている学校もあります。学校ごとに支援の輪というものは確立をしていますので、コミュニティ・スクールを設置しなければならないということではない。各学校、PTAもしくはその支援団体のご意向を聞きながら、より充実した支援ができるような形で進めていければいいのかなと思っております。お1人お1人の学校支援をしていこうという思いを酌まないと、何が何でもそういった網をかぶせれば物事がうまくいくということでは決してないと思っております。こういった制度もあるので、それを使っていきたいということであれば支援をしていきたいと思えますし、また、PTAのような従来の形での支援で、今子どもたちと教員と学校がよく回っていれば、それを温めながら、次の方向性を模索していただくということでもよろしいのかなと、それぞれの支援の皆さんにはお伝えをしているところです。現

状コミュニティ・スクールがないから学校運営がうまくいってないということは決してございませんので、そういう状況、状況に応じて、個に応じた対応を今後とも文京区として、していければと思っております

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 平成30年2月定例議会の審議概要について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は5件ございます。

報告事項(1)「平成30年2月定例議会の審議概要について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、2月の定例議会の審議概要についてご説明申し上げます。

1ページが、去る2月22日に行われました文教委員会の表紙になります。教育委員会からの報告事項は8番以下です。これらの報告案件につきましては、議会に先立ってこの教育委員会で既に報告したものでございます。この2月22日の文教委員会の当日は、この報告事項以外に、各文教委員会の委員の皆さんから、ドイツ給食の日について、また、小学生の交通事故について、子どもの体力向上策について、医療ケアが必要な子どもへの対応について、教育センターでの預かり保育について、幼稚園での2歳児保育について、図書館の指定管理者制度について、教員の働き方改革について、特別支援学級の充実について、保育サービスの量の確保について、学校施設整備基金や都区財政調整制度についての一般質問もいただいて答弁したところでございます。

2ページ以降につきましては、2月定例議会開催に当たって、各会派から代表の方が質問された事項で、今回は5会派、7人の方から、それぞれ記載のような質問をいただいております。

資料第1号につきましては、以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明について、質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

## (2) 平成29年度文京区区政功労表彰受賞者について

○南教育長 続きまして、報告事項(2)「平成29年度文京区区政功労表彰受賞者について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、平成29年度の文京区区政功労表彰受賞者について、ご説明いたします。

29年度の区政功労の表彰の教育委員会に関係する方々の表彰につきましては、こちらに記載のとおり、12名の方が受賞されました。表彰式は3月15日にございまして、これらの方に表彰状が授与されたところがございます。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 学校医のところ、守谷先生が、専門は精神科ですが、全小学校のことで具体的にどのようなサポートをされているのか、もし、おわかりなら。

○学務課長 精神科につきましては、健康診断を行うほかに、何かのときに学校の相談に乗るといったところで、児童・生徒の精神的な部分のサポートをしております。

○清水委員 別な話になりますが、教員の精神的なサポートはどのような形でやられているのか。

○教育総務課長 29年度からストレスチェックなども正式に開始いたしました。その制度の中では、ストレスチェックで高ストレス者につきましては、専門家の面談を受けられるといった体制を組んでおります。

また、東京都のほうでも、そういった職員の精神面での相談を受ける体制は組んでいますので、従来からの東京都の制度に加えて、文京区の教育委員会としても新たな制度をつくったということで充実させていっているところがございます。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

## (3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○南教育長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項(3)「奨学資金に対する寄付の受領について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 寄付の受領について、口頭でご報告させていただきます。毎年、湯島天満宮で行われております梅まつりの実行委員会から、本年も30万円の寄付がございました。ことしで32回目ということで、毎年おおむね30万円ずつご寄付をいただいております、この団体からは累計で

1010万円の寄付をいただいた形になっております。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 本件についてご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 奨学資金としていただいた寄付はその目的のために十分使用されているということでしょうか。

○教育総務課長 この寄付につきましては、奨学資金貸付金に充当という形で処理はさせていただいております。

○坪井委員 奨学資金というのは貧困家庭の子どもさんの貸し付けとか、そういう奨学資金でしょうか。

○教育総務課長 従来から高校進学のために貸し付けの奨学資金の制度を実施しており、その予算に充てられました。また、今年度からは、高校入学時の給付型の奨学資金という新たな制度を設けましたので、そういったものへの充当も検討してまいるところでございます。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

#### (4) 文京区小中連携教育検討委員会の検討結果について

○南教育長 続きまして、報告事項(4)「文京区小中連携教育検討委員会の検討結果について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区小中連携教育検討委員会の報告書について、ご説明申し上げます。

最初に、17ページをご覧ください。こちらに検討経過がございます。この検討委員会につきましては、平成28年の6月に設置されまして、本年の1月29日まで、2年間かけて延べ10回の検討委員会が開催されたものでございます。今回その検討が終了したので、報告書としてまとめたものを報告するものでございます。

それでは、最初のページにお戻りいただきまして、目次をご覧ください。1「小中連携教育の基本的な考え方」を設定しております。本文の2ページから5ページまでです。こちらにつきましては、検討委員会で協議、議論した中身というよりは、国のほうでの小中連携教育が取り組まれた背景とか、具体的に全国各地での小中連携の実践例等を記載した内容となっております。

具体的に検討委員会で議論したのは、6ページにあります2「文京区において小中連携教育をどの

ように進めるか」というところからです。

(1)「これまでの保幼小中連携の取組について」。本区では小中連携教育の検討に先立って、保幼小中連携の取組というところで、何年か積み重ねてきたところがございます。こちらがその取組状況に記載しているところがございます。

7 ページは、検討委員会において小中連携教育をめぐるどのような議論をしたかといったところがございます。「大きな方向性」、また「義務教育9年間で育てる力」、具体的にどのように取り組んでいけばいいかといったところについて議論を重ねました。こういった論点の中で、必ずしも結論が全て出たわけではないのですが、こういった方向について記載させていただいております。

また、この検討委員会の検討と並行して、平成29年から文京区の小中連携教育の実践モデル事業ということで、大塚小学校と第一中学校、千駄木小学校と文林中学校という2つのユニットで具体的な実践モデル事業の取組も開始されました。それぞれの2つのユニットでの取組状況や、取組の開始の途中でございますので、はっきりとした検証ができたわけではありませんが、実践モデル事業の成果と課題といったものも8ページに記載しているところがございます。

9 ページをご覧ください。(4)で、この検討段階では、どんな課題が小中連携教育にあるかというところを記載しております。

「教職員に関わること」というところでは、小中連携のために割く時間の確保が一番大きな課題で、どうやって時間を生み出すか、そういった点が1つの課題であるという議論が行われました。それから、人材の確保が教職員にかかわる部分では必要ではないかということです。

また、「児童・生徒に関わること」では、今回モデル事業でも、大塚小学校と第一中学校という500メートルぐらい距離が離れているところでモデル的に連携の実践事業をやったのですが、離れていると時間的な制約が大きく、日常的な交流が難しいといった課題も見えてきたところがございます。

また、10ページのほうでは、転出入や、中学校では学校選択制もあるので、小中連携ではありませんが、連携校ではない学校へ進学する児童・生徒への配慮も必要ではないかといった意見が出されたところがございます。

10 ページの(5)「小中連携教育実践のプロセス」です。こちらは一気に連携事業を進めていくよりは、ステージ1、ステージ2、ステージ3というふうに少しずつ段階、プロセスを踏んでステップアップしていくことで小中連携がスムーズに進むのではないかといった記載になっております。

11 ページからが「小中連携教育の推進に向けて」というところがございます。今後さらに検討すべき事項といたしまして、「教育課程やカリキュラムの作成」、特に小学校6年間、中学校3年間で基



本として義務教育9年間を見通した教育課程やカリキュラムの作成が必要であるということ。また、「目指す子ども像の設定」です。義務教育が終了する15歳の段階での目指す子ども像を小学校、中学校が協力しながら設定していく必要があるという議論になりました。

この部分については、検討委員会でも具体的にかなり時間をかけて議論して、子ども像の設定まででしょうかといった議論もありましたが、結局、この検討委員会の中で最後結論が出ないという形にはなってしまいました。こういった目標、子ども像を設定した上で連携教育に取り組むという形になっております。

また、「共通プログラムの実施」ということで、連携校以外でも、スムーズな接続のためには、文京区内の小学校や中学校で共通のプログラム、スタンダードな連携のプログラムも必要ではないかといった話も出ました。

また、今後は「本区に即した教育活動」を進めていく。12ページにありますように、小中連携教育実践モデル事業の中で効果的なものについては、他の小・中学校にも必要に応じて波及させていく。こういったことを積み重ねることで小中連携が進んでいくのではないかと考えています。

以上が小中連携教育検討委員会の報告のご説明でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 目指す子ども像の設定ということですが、私、何年ごろと言えないのですが、国が出した期待される人間像というのが非常に問題になったことを記憶しています。国家とか、地方公共団体であれ、期待される像とか、子ども像というものを国側がつくってしまうということに私は不安感、不信感を覚えます。中を見れば、コミュニケーションの力を持ったほうがいだろうし、自分を表現する力があつたほうがいい、それが義務教育で子どもたちにつけてあげたい力だということ自体には異論はないのですが、例えば、思いやりを持って友達と協力し合える子をつくるみたいな形になると、違うのではないかと思います。

子どもがそういう力を持つ、思いやりを持って協力し合えるようになるということは望ましいことだし、そういう力があつたほうがいいと思うけど、そういう子というのはいないはずで、協力し合うときもあれば、抵抗したいときもあれば、孤独になりたいときもあれば、いろんな場面を子どもは持っているはずだし、粘り強く頑張れる子というと、そういう子が先生の前とか、親の前では粘っても、人間なんてそんな粘るだけの子なんているはずがなく、どこかで息抜きもするだろうし、逆に、反発で物を投げ出すときも来るだろうと思うのですね。それでも別に人間はいいと思

うのです。何か型にはめた、こういう子をつくるという問題設定をすることにとっても違和感があるし、危険な思想に陥りやしないかと思ってしまうのです。そのあたりはどうなのでしょう。

○教育総務課長 委員おっしゃるように、そこでがっちり型にはめるというわけではなく、小中連携を進めるに当たって、15歳になったときの子どもが備えてほしい人間像、イメージを小学校、中学校で持っていないと、連携教育ができないという議論の中での意見でございました。そのように型にはめるという議論はなされてはいなかったところがございます。

○坪井委員 できれば表現をもう少し工夫をしていただいて、そういう子をつくろうとしているのではないのだというところがわかるような表現にしていただけたらと思います。

○清水委員 言葉の問題ですが、連携と一貫という言葉もありますね。小中一貫、あるいは中高一貫。今回、連携を使っているのは、一貫とはまた別の意味の連携ということによろしいのですか。

○教育総務課長 連携がさらに進んでいくと、一貫校とか一貫教育みたいになっていくのではないかなということで、最初の段階はまず連携から文京区の場合はスタートしていこう。もし一貫校という形を考えるなら、積み重ねでスムーズな移行が可能じゃないかという意味で、今回あくまでも連携ということで議論はしてきたところがございます。

○清水委員 一貫校に人気がある理由としては、将来の受験といったところに有利な部分があるのだと思います。文京区の中学校の区立離れ、この後も出てくるかもしれませんが、そういったところを抑えるための連携というのは、何か効果が期待できるのですか。

○教育総務課長 小学校の段階から近隣の中学生と触れ合って、上級生の思いやりの心に接することや、上級生に憧れを持つということで連携している中学校に進学していただければという希望はある程度この議論の中でも持っていて、区立中学校の魅力づくりにも貢献できればという意味も込めて検討していたところがございます。

○清水委員 今後、高校との連携あるいは一貫というのは考えられるのですか。

○教育総務課長 高校になりますと、私立や都立高校という形になって、教育委員会としてアプローチしていくのは難しいのですが、千代田区ですと、中高一貫校を区立でつくっておりますので、そういった例は研究してまいりたいと思います。

○小川委員 清水委員の質問の中で、連携と一貫という言葉がありました。文京区は連携ということでしたが、小中一貫とかも実際にあるのかどうかということ。先生の免許が小学校と中学校だと変わってくるかと思えます。そもそも一貫ではなくて、連携しかできないのかなとも思ったりしました。その辺、全国を含めて、こういった小中の連携とか一貫の取り組みの様子も教えてください。

○教育総務課長 全国的には、一貫校という形で位置づけている学校もございますし、義務教育学校ということで、小学校と中学校が1つになった学校、1人の校長先生が2つを見るといった学校も幾つかでき始めております。教員の免許については、国のほうではできれば両方の免許を持っている教員を配置することが望ましいとしているところですが、1つしか持ってなくても運用で行っている部分もあるように聞いております。23区ですと、品川区がそういう義務教育学校を既に幾つか設置して、先進的に取り組んでいるところです。あと近隣ですと、三鷹市も進めていると聞いております。義務教育学校は、全国的にみると、都市部ではあまり広がってはいないところでございます。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

#### (5) 学校選択制度の実施に伴う平成30年度了知書の回答状況について

○南教育長 続きまして、報告事項(5)「学校選択制度の実施に伴う平成30年度了知書の回答状況について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第4号、学校選択制度の実施に伴う平成30年度了知書の回答状況について、ご説明いたします。

ご案内のとおり、中学校は学校選択制ということになってございます。まず、昨年11月に今度中学1年生になる年齢の子ども全員に希望校調査を行いました。この希望調査の結果の人数が、左から2つ目の欄、希望校調査集計結果になります。合計が1403人になってございます。このうち希望者の多かった学校、表の下に※で記載してございますが、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校、この4校については、抽せんを行ったということでございます。抽せんは12月に行いました。その後2月に私立中学等の発表がございまして、その私立に進学して抜けていくお子さんが出てきて、そのあたりの調整をして最終的に区立の学校に行きますという意思表示ということで、了知書をお返しいただいた人数、こちらが左から3列目の了知書回答人数という数字になってございます。合計が579人という形になってございます。

この了知書の回答人数とあわせて、今回ゼロでございませけれども、区域外就学、他の自治体に住んでいる方が文京区の学校に通う人数を合計したものが一番右の列、入学予定者数、そういった数字の見方になってございます。

昨年度との比較ですが、今年度は昨年度に比べて子どもの数自体が少なかったということがござ

います。左から2列目、1403人ですが、昨年の3月時点では1461人でしたので、60人ほど子どもの数が少ない。一方で入学予定者数、昨年は642人でしたので、こちらも60人ちょっと区立中学への入学予定者が少なくなっている状況でございます。

今、転入といったところの手続きが進んでおりますので、579に今後さらに上積みされていくと考えておりますが、昨年度に比べると全体的な数としては少し減っていくという見込みを持ってございます。

説明は以上です。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○田嶋委員 定員に極端に満たない学校の原因とか、そういうものの分析を行っているのでしょうか。

もう1つ、区域外就学というのは制度としてあるのか。どういう条件を整えばそういうことができるのかということを知りたいのですが。

○学務課長 まず、子どもの数が少ない学校ですが、毎年、人気校と、そうでないところはあります。一般的には、部活動とか友達関係、家から近いということで選ばれるのですが、交通の便、人数の多い学校がいいということも選択理由の中にはあるものと推測はしているところでございます。この部分について具体的な調査等を行ったわけではございませんが、人数の少ない学校につきましては、さまざま学校の特色を生かして、生徒数をふやすような取り組みを進めているところでございます。

区域外就学につきましては、極めて例外的な措置ということで、何らかの事情、例えば、他区に引っ越したが、1年生の場合は主に兄弟関係があるとか、保護者の方の家は他区ですが、職場が文京区とか、病院に通う必要があるとか、極めて限定的な理由で区域外就学を認めているところでございます。今回はゼロという形になってございます。

○小川委員 12月に抽せんが4つの学校で行われていると思いますが、どの学校も結局、受け入れ可能人数より少ない人数になっていると思います。抽せんを行った時点では、これらの学校は受け入れ可能人数ピッタリで行っているのでしょうか。

○学務課長 抽せんのおときは、毎年一定の数が私立等に抜けていきますので、その辺の過去の数字を勘案して、このぐらいだろうというところで行っております。抽せんを12月に行う時点では、基本的には受け入れ可能人数の範囲内でまず当せん、それを超えた部分につきましては、キャンセル待ちのような形にして、2月を迎えます。2月のときに私立等に抜けていく方々の状況を確認した

上で繰り上げ当選の当落を決めているところでございます。

今回は、第六中学校以外の3校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、全員が2月の時点で繰り上げ当選になったということでございます。受け入れ可能人数よりも少ない人数になっているところは、それだけ私立のほうに抜けていった人数が多かったというように把握しているところでございます。

○坪井委員 現実問題として、文林中学校が新入学生11人ということで、1クラスになる学年はほかにもありそうですが、11人の学級運営というところ、いろいろ大変なこともあるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。どんな支援をされるのかということも含めて。

○学務課長 教育環境として11人という人数が少ないところで、これをふやしていきたいという思いは、私どもとしても、学校としても持っているところです。学校運営につきましては、人数が少ない分、きめ細かな指導ができるという部分もあって、一概にデメリットばかりではないと認識しておりますが、そういった状況の中で学校運営をしているところでございます。

文林中学校につきましては、放課後の英会話の取り組み等も行っておりまして、教育委員会としても支援をしているところではございますが、今回このような数字が出てきたところでございます。

○坪井委員 学校選択制度自体が目指してきたものがあるかと思いますが、それなりに学校が切磋琢磨してそれぞれ磨いていこうということだったのではないかと思います。現在、その成果が出ているということなのではないでしょうか。それとも有名校は有名校で相変わらずということになってしまっているのではないかと危惧をするのですが。

○学務課長 成果という意味では、自分の行きたい学校、学校によって部活動も違いますし、校風とか、人数が多いところがいい、少ないところがいい、さまざまなニーズがある中で、自分が行きたいと思える学校に行けるということが一番大きな成果ではないかなと思っております。

それに伴って、小規模校というところが出てきてしまう部分はあるのですが、それにつきましては、それぞれ学校のほうで特色を生かした取り組みを継続していただくということ。あとは、これから子どもの数がどんどんふえていくところもあります。そういったところで全体的な区立中学校の人数も一定ふえていくということも期待できるのかなと思っております。

○田嶋委員 先ほど、来年は生徒数がふえるということをおっしゃられたのですが、来年、その次の年とどの程度上がっていくと考えられますか。

○学務課長 人口統計上の数字になりますけれども、ことしの中学1年生が、30年1月1日現在で1428人だったところが、今の11歳が1558人、今の10歳が1619人、9歳が1732人と、右肩上がり

にふえていくという状況がございます。先の話になりますけれども、1歳児、ゼロ歳児が2000人を超えてきておりますので、これがそのまま中学に行くとは限りませんが、全体のパイとしてはこれからどんどん大きくなっていくという見込みは持っております。

○南教育長 そのほか、特にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で用意した案件は全てでございます。

#### 第4 その他の事項

○南教育長 そのほか、特に何かございますでしょうか。

なければ、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(15:05)

平成 30 年 3 月 27 日

議事録署名人

教育長

委員